

令和4年度
東京都立村山特別支援学校
学校いじめ防止基本方針

**いじめを
しない させない みのかさない
学校をめざして**

東京都立村山特別支援学校
令和4年 4月

東京都立村山特別支援学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日
校長 決定

＜いじめの定義＞ 「いじめ防止対策推進法」最終改正：令和元年5月24日法律第11号
第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

* 「いじめ総合対策」＜第2次＞より

（教職員は）「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行つた行為」などであっても、その行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する必要がある。

1 いじめ問題への基本的な考え方

（1）いじめの防止

学校の教育活動全体を通じ、すべての児童・生徒にいじめに向かわせることなく、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

（2）いじめの早期発見

学校は、定期的な調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（3）いじめへの対処

学校でいじめがあると確認された場合は、直ちにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童・生徒に対しては、事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うようにする。

（4）関係機関との連携

学校は、いじめ問題に対して必要な教育上の指導を行うために、平素から関係機関（警察、医療機関、児童相談所等）と適切な連携を図り、情報共有体制を構築する。

2 学校及び教職員の責務

村山特別支援学校及び教職員は、本校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携の下、学校全体でいじめの防止及び早期発見に

取り組むとともに、本校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、全力をあげて適切かつ迅速にいじめの問題の克服に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校の教育に関わる全ての者におけるいじめ等の防止の徹底を図り、いじめ等に対する継続的・組織的な対応をしていくことを目的とする。

イ 所掌事項

委員会は、次の事項を所掌する。

○いじめ問題の発生防止に係る調査・研究等に関すること。

○いじめ問題の発生防止策の周知、情報提供、意識啓発等に関すること。

○いじめ問題防止に係る教育活動上の課題や目標等の周知、防止策の構築等に関すること。

○前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

ウ 会議

委員長は、必要と認める事項がある時に委員会を招集し、主宰する。

○委員長が不在の時は、副委員長がその職を代行する。

エ 委員構成

委員会は委員長・副委員長及び委員で構成する。

○委員長は、校長をもって充てる。

○副委員長は、副校長をもって充てる。

○委員は、副校長・経営企画室長・主幹教諭、指導教諭、養護教諭、その他、委員長が必要と認める者により構成する。

(2) 学校サポートチーム

第1 目的

児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を推進することを目的として設置する。

第2 設置

学校サポートチームは、校長が必要と認める委員会として設置する。

第3 委員

校長、副校長、教員、保護者代表、子ども家庭支援センター職員、スクールサポーター（警察）、その他校長が必要と認める者により構成する。

第4 招集

原則として年2回、必要に応じて校長が招集し、学校サポートチーム会議を開催する。

第5 委員謝金

学校サポートチーム会議に出席した外部委員に対し、謝金を支払うことができる。謝金単価は1回当たり3,000円とする。

第6 秘密の保持

委員は、学校サポートチーム会議において知り得た秘密や個人情報を、外部に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

第7 補則

この要項に定めるもののほか、学校サポートチームの運営について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 「いじめは絶対に許されない」という学校全体の雰囲気醸成
- イ 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動、体験活動に基づいた活動。「SNS東京ルール」「SNS村山ルール」による指導や活動。必要に応じた各家庭でのルール策定の推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ウ 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- エ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- オ 家庭訪問、学校からの通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

(2) 早期発見のための取組

- ア 定期的なアンケート(年3回の「学校生活・友人アンケート」、毎月の安全指導日に行う「学校心のアンケート」)等による調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- イ 保健室、相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ウ 「ふれあい(いじめ防止)月間」を通し、児童・生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組む
- エ 主幹会等を活用し、教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない組織的な対応
- イ いじめられた児童・生徒及び、いじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保
- ウ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- エ 教育的配慮の下、毅然とした態度による加害児童・生徒への指導
- オ いじめを見ていた児童・生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつようにする指導
- カ 保護者への支援・助言及び、保護者との情報共有
- キ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な

被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断する。

(例) 児童・生徒が自殺を図った場合
身体に重大な傷害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合
精神性の疾患を発症した場合 等

○いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・「相当の期間」については、年間 30 日程度又は、児童・生徒が一定の期間、連続して欠席しているような場合をいう。

イ 重大事態が発生した場合、次の対応を行う。

○重大事案に対応する調査を実施し、児童・生徒の発達段階や障害の特性を十分に考慮した上で、事実関係を速やかに把握する。

○重大事態が発生した旨を、東京都教育委員会に報告する。

○いじめの被害を受けた児童・生徒や情報を提供した児童・生徒を守る為の措置を、複数の教員で講ずる。

○いじめの加害児童・生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせると共に、再びいじめを繰り返さないための指導や支援を行う。

○児童・生徒を取りまく環境、発達段階、障害の特性等に配慮し、必要に応じて警察への相談・通報や児童相談所等との連携を図る。

○学校が行った調査に対して、関係児童・生徒及び保護者へ情報提供を行う。

○いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。最終改正：平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号。以下「法」という。）第 28 条に基づく調査を実施するための、教育委員会が設置する組織との連携・協力を図る。

ウ 法第 28 条に基づき教育委員会が設置する組織

○学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「学校いじめ対策委員会等」を中心として、当該の重大事態の性質に応じて適切な専門家等の専門的知識及び経験を有する者などにより組織する。

○組織に加える専門家は、当該いじめ事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

5 教職員研修計画

(1) 学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、関係機関等とも連携し、学校いじめ防止基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

(2) 全校研修として、人権・虐待等に関する研修を、年 3 回（6 月、11 月、2 月）実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者との連携が必要である。

- (1) 保護者会、学校だより、PTA運営委員会等を活用した情報の共有や、地域人材との連携による子供の見守りを実施する。
- (2) 児童・生徒の発達段階や障害の特性のみでなく、日常生活の様々な変容について、保護者と情報を共有し、健康で安全な学校生活が送れるようにする。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

- (1) 学校サポートチームの活用
- (2) 外部相談員の計画的な活用
- (3) 学校運営連絡協議会の活用
- (4) 学校と警察との連絡協議会（年1回開催）での情報交換・情報共有
- (5) その他、いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を実施する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価に、いじめについての項目を加え、適正に自校の取組を評価する。
- (2) 1項の評価をとおして、いじめへの取組について見直し、必要に応じて年間計画等の修正・改善を行い、より適切ないじめの防止等の取組について検証する。

9 その他

この基本方針は、校長が必要に応じて改正する。

(附則)

この基本方針は、平成26年9月30日より施行する。

この基本方針は、平成27年4月1日より施行する。

この基本方針は、平成28年4月1日より施行する。

この基本方針は、平成29年4月1日より施行する。

この基本方針は、平成30年4月1日より施行する。

この基本方針は、平成31年4月1日より施行する。

この基本方針は、令和2年4月1日より施行する。

この基本方針は、令和3年4月1日より施行する。

この基本方針は、令和4年4月1日より施行する。